

## 千葉県橋梁添架負担金徴収施行要領

- 1 この要領は、千葉県橋梁添架負担金要綱（平成16年4月1日施行。以下、「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 要綱第1条の「新設又は改築される橋梁」とは、新設又は架替する場合のほか、拡幅工事において、拡幅部分の主構造が従前の橋梁の主構造から独立した構造である場合を含むものとする。
- 3 要綱第3条第1項の照会の時に、工事担当課は、主要な占用企業者へ次の事項を示すものとする。
  - (1) 橋の規模
  - (2) 型式
  - (3) 予定工期
  - (4) 関係図面（位置図、平面図、縦断図、断面図）
  - (5) その他の特記事項
- 4 要綱第3条第2項の占用物件の概要等とは、次の事項とする。
  - (1) 占用物件の種類
  - (2) 管種・口径
  - (3) 数量（亘長、条数、延長）
  - (4) 占用物件1mあたりの重量
  - (5) 添架の方法（添架希望位置、配列等を示した図面）
  - (6) その他特記事項
- 5 要綱第4条第2項の「間接費」には、設計料及び監督費を含むものとし、間接費の率は、「道路整備特別会計における附帯工事の事務取扱要綱」（昭和40年4月1日建設省次官通達）に準拠し、別表のとおりとする。
- 6 要綱第4条第2項の計算式中の「上部構造の主構等力学的に添架加重に関連するものの工事費」とは、次の各号によるものとする。
  - (1) 「上部構造の主構等力学的に添架加重に関連するものの工事費」とは、上部構造の工事費から交通の用及び交通の便益のために供せられる部分（床板、舗装、高欄、照明等）に要する工事費を除いたものとする。
  - (2) 上部構造の主構等の部材の範囲は、沓横構、対傾構等を含め、橋梁の応力計算の対象となるもの（高欄及び排水管を除く。）とし、その工事費は、運搬、架設及び塗装を含めた仕上がりまでの費用を対象とする。  
なお、合成桁の床板は主構とみなすものとする。
  - (3) 鋼橋の上部工事のうち、高欄及び排水管の制作並びに架設に要する工事費が他の上部工事と一体となっている場合、その工事費を除外するには、次の式によって精算す

るものとする。

$$\left[ \begin{array}{l} \text{上部構造設計額} = \text{上部構造全体工事費（床板、} \\ \text{舗装、照明等に関する費用を} \\ \text{除く）} \end{array} \times \frac{\text{全鋼重－高欄・排水管の重量}}{\text{全鋼重}} \right]$$

7 要綱第6条第3項の工事担当課への意見聴取は、「道路占用（変更）許可・協議について」の合議により行うものとする。

#### 附 則

この要領は、平成16年 4月 1日から施行する。

#### 別表

直接費	間接費率
20、000千円以下	10%
20、000千円を超え50、000千円以下の場合	8%
50、000千円を超え80、000千円以下の場合	6%
80、000千円を超える場合	4%